

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成24年第4回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査しました経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしました。

それでは、議案第56号 学校敷地内樹木の枝折れによる事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、長井市立致芳小学校敷地内樹木の枝折れによる事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものです。

審査に際し、管理課長からは、4月の強風後に、学校敷地内の樹木について枝折れなどがなしか確認をしたが、そのときはそのような箇所はなかった。枝が弱っていた状態だったので、今回落下したものと思われる。通常の天候での枝折れのため、保険会社の判断は、学校施設の管理の不備、瑕疵ということだったとの説明がありました。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第56号 学校敷地内樹木の枝折れによる事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたしま

す。

議案第56号について、文教委員長の報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第56号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信厚生常任委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成24年第4回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月14日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第55号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更についてご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて申し上げます。

本案は、長井市斎場の管理について、指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、主要な施策の成果報告書を見ると、従業員のマナーやしぐさ等について苦情が寄せられているとある。市民課で苦情を受ければ、事情を聞いた上で、シルバー人材センターに改善要請を当然してきたと思うが、どうして改善されないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、一部業務委託のため、現場に対する指揮命令権がなく、シルバー人材センターの事務局に改善要請をして、そこから是正してもらおうという手順を踏まなければならない。直接、指示ができないという弱点があると受けとめている。シルバー人材センターでもすぐにスタッフを集めて状況を確認し、指導しているが、なかなか改善されないというのが現状であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、斎場の業務については、シルバー人材センターが参入すべきではないと思っていた。シルバー人材センターは、社会保険や年金などの負担がないために人件費を低く抑えることができ、価格競争になると必ず落札する構造になっている。結局、民業を圧迫することになり、新たな産業も生まれず、成長産業と言われる事業を阻害することにもなってしまうと思うがどう考えているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、当時、委託業務の入札をしたが不調となり、市の財政が厳しく行財政改革に取り組んでいる最中ということもあり、やむなく低価格で業務ができるシルバー人材センターにお願いしたという経過であり、そのままずっと続いてきたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、人口構成上、いわば高齢社会が既に始まっていて、高齢化率もどんどん高くなっているわけだが、この地域の状況を

見れば、火葬件数というのは今後30年以上にわたって一定の件数を保ちながら、恐らくふえていくと思う。そういう意味では、重要な行政サービスのポイントだと思う。だとすれば、当然にして直営でやっていくということも検討されたのではないかと思うがどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、直営で業務を行っていた時代はかなり前であり、そのノウハウがないため、直営については検討してこなかった。火葬炉が老朽化しており、運転は誰でもできるものではないと認識している。そういう点からも直営については検討しなかったとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、斎場の管理に指定管理者制度を導入することによって、当然にして今までとは違うサービスや対応をとっていくという狙いを持ってやるわけだが、それは具体的にどういうものか。また、指定管理者任せにならないよう行政としてどのように責任を持って対応していくつもりなのかとの質疑がなされ、市民課長からは、仕様書には、サービスの向上を強く打ち出している。具体的には、セレモニーマニュアルを作成し、それに基づき、きちんと故人を尊厳を持って送るような内容になっているかということである。指定管理者候補選定委員会で、サービスの向上について重点的に評価し選定したいと考えている。また、指定管理者に運営をお願いしたとしても、当然にして最後は市に責任があると捉えている。斎場の施設がかなり老朽化しているので、大規模修繕のために相当現場に足を運ぶ必要がある。市のほうで、全く現場に行かないような状態には決してならないと考えており、指定管理者任せにならないよう斎場には目を配っていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、応募を予定しているところについては、葬式をする会場を持っている業者もあると思っている。仮にそこが落札した

場合に、利益誘導することがないようにしなければならぬが、そこはどのように防止されるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、防止策については幾つか考えている。1点目は、仕様書に、斎場利用の平等性の確保をうたっている。具体的には、応募者説明会で詳しく説明する予定である。2点目は、プレゼンテーションや指定管理者候補選定委員会において、独占の防止策が明確にされているかチェックする。3点目は、協定書の中に独占の禁止についての事項を明記したいと考えている。最後の防止策としては、指定管理が開始された後に独占の実態があれば、独占禁止の指導をし、指導を守れなかった場合には、指定管理者の変更等を行うといった防止策を考えているとの答弁を受けたところである。

また、委員からは、このたびの指定管理者制度の導入については、業務内容を改善して住民サービスの向上を図るという観点から導入するわけだが、募集すれば、当然民間企業が参入してくると思うが、シルバー人材センターもまた参入するということになると思うがどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、昨年まではシルバー人材センターは指定管理者には応募しないという答えだったが、最近になって検討を始めたような様子もあり、シルバー人材センターが指定管理者に応募するかどうかは今のところ不明であるとの答弁を受けたところである。

さらに、委員からは、指定管理者として想定している業者は、市内の業者だけを考慮しているのか、それとも市外の業者も含めて検討しているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、業者については、市内に本店または営業所や支店等があれば参入できるという形で考えているとの答弁を受けたところである。

さらに、委員からは、指定管理者制度導入の目的の中で、住民サービスの向上はもちろんであるが、行政経費の削減と同時に地域の雇用と

いうものも重視している。ぜひ、市民の雇用を配慮した内容にしてほしいと思うがどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、地域の雇用についても、選定委員会においてウエイトを置いてしっかりと審査したいと考えているとの答弁を受けたところである。

討論に入り、委員からは、指定管理者制度の導入に当たっては、市民サービスの向上を第一に考えていかなければならないと思う。以前は、行財政改革の真っただ中で、安ければという考えがあったわけだが、適正な行政運営を行うためには民間の力を借りることは不可欠である。多くの委員から指定管理者制度のあり方、これまでの業務委託の反省点等について指摘されたので、そういった面を払拭できるような体制をとり、改善を図っていただきたいと申し入れながら、この条例改正には賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 脳脊髄液減少症の医療についての請願について申し上げます。

本請願は、脳脊髄液減少症友の会代表、荒川ミキ子氏から提出されたものです。

本請願の趣旨とするところは、脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツなどの衝撃で脳や脊髄を覆う硬膜が損傷し、内部の脳脊髄液が漏れ出て、頭痛や目まい、耳鳴り、倦怠感等のさまざまな症状を引き起こす。硬膜の外側に自分の血液を注入し、損傷部を塞ぐブラッドパッチが有効な治療法とされているが、入院費用や検査費用などは保険適用となったものの、ブラッドパッチ治療そのものについては全額自己負担のため、一刻も早い全面的な保険適用と自己負担のない治療が求められている。

よって、脳脊髄液減少症の患者を救済するため、必要な措置を求める意見書を、国会及び政府関係機関に提出していただきたいというもの

です。

討論に入り、委員からは、脳脊髄液減少症の患者は、周囲の方に病気を理解してもらえず、大変困っている。ブラッドパッチ治療が有効な治療法とされているが、治療費の一部は保険適用とならず、治療費が高額となるためとても苦しんでいる。一刻も早く患者を救済するために、請願第5号の採択に賛成したいとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第55号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更についてから、日程第11、請願第5号 脳脊髄液減少症の医療についての請願までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第55号 山形県後期高齢者医療広域連合の規約変更についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第55号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第61号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第5号 脳脊髄液減少症の医療についての請願の1件について、厚生委員長の報告は採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助産業・建設常任委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 平成24年第4回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月18日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第57号 市道路線の認定について申し上げます。